

会 員 規 則

公益社団法人日本プールアメニティ協会

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条から第10条の規定に基づき、公益社団法人日本プールアメニティ協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金等に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。
なお、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- (1) 正会員 プール事業の運営、プールの施設及び設備の製造、販売、管理又はプールの建設を営む個人又は団体で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 協力会員 この法人の事業を賛助するために入会した者、その他この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 学術会員 プールに関連した学術的な研究を行っている者で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、社員総会において推薦決議された者

(入会手続)

第3条 正会員、学術会員又は協力会員として入会しようとする者は、理事会の定める入会申込書により、代表理事に申し込まなければならない。

2 入会は、入会申込書及び添付された関係書類等から、下記基準を満足しているとともに、入会申込書に虚偽の記載が無いか、入会申込書提出日から遡り過去5年以内に法令違反による処罰又は勧告を受けていないか等の判断により、理事会においてその可否を決定し、代表理事が本人に通知するものとする。

- (1) 正会員、協力会員 この法人の目的に寄与できること。
 - (2) 学術会員 この法人の目的に関する研究・調査・技術において功績が認められること。
 - (3) 名誉会員 この法人にとって顕著な功労があること。
- 3 名誉会員に推薦された者は、入会の申し込みを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- 4 入会は、次の社員総会にて報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び年会費は、次に掲げるところとする。

(1) 正会員	入会金	100,000円
	年会費	60,000円
(2) 協力会員法人	入会金	20,000円
	年会費	10,000円
(3) 協力会員個人	入会金	3,000円
	年会費	0円
(4) 学会員、名誉会員	入会金	0円
	年会費	0円

- 2 正会員及び協力会員法人の年会費は、毎年5月末日までに、納入しなければならない。
- 3 新規の正会員及び協力会員法人は、入会承認の日の翌月末日までに、入会金及び年会費を納入しなければならない。ただし、正会員の場合、入会承認が10月1日以降の場合、年会費は半額とする。
- 4 協力会員個人の入会金は、入会承認の日の翌月末日までに、納入しなければならない。

(会費等の使途)

第5条 前条の入会金及び会費は、その50%以上を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(退会)

第6条 正会員、協力会員、学会員及び名誉会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 滞納している年会費は、退会時に全額納入しなければならない。
- 3 既納の入会金及び年会費は、返還しない。
- 4 退会は、次の社員総会にて報告しなければならない。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、社員総会において総社員数の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する機関誌（各種資料を含む。）を無料で配布を受けること。
- (2) この法人が主催する講習会、セミナー等に割引料金で参加すること。
- (3) この法人の出版物を割引料金で購入すること。
- (4) その他この法人が必要と認めたこと。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人日本プールアメニティ協会の設立の登記の日（平成22年10月1日）から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。